

Part 2 犯罪被害者を取り巻く状況を知ってみよう

Part 1の問題と解説で触れたように、2004（平成16）年12月、「犯罪被害者等基本法」ができました。犯罪被害者の立場で見ればまだ不足はあるかもしれませんが、それ以前と比べれば、犯罪被害者の権利と利益を守り、回復を助けるためには何がどうあるべきかを示した大きな進歩だといえるでしょう。ここでは、この法律をはじめ、犯罪被害者をめぐる支援の状況について見てみましょう。

「犯罪被害者等基本法」とは

法律の目的

犯罪被害者等の権利や利益を守る。そのために政策がどうあるべきか、それをどう計画しどう実行していくかをこの法律で定め、国、地方公共団体、国民がそれぞれどんな役割を果たすべきかもはっきりさせる。（第1条）

言葉の説明

「犯罪等」とは、犯罪とそれに類する行為。心あるいは身体に害を及ぼすもの。

「犯罪被害者等」とは、犯罪等で被害を受けた人とその家族・遺族。

「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が受ける被害を軽くして、被害者が回復し、また平穏な生活を送ることができるよう支援し、刑事手続きなどに適切に関わることができるようにするための施策。（第2条）

考え方の基本

すべての犯罪被害者等は個人として大切にされなければならないし、それを保障される権利をもっている。それぞれ被害の状況、原因、被害者がおかれている状況に合わせて、良いと考えられる方法が選ばれ実行される。またそのための施策は、被害者が被害を受けた時から再び平穏な生活に戻れるまでの間ずっと、必要な支援が途切れることなく提供される。

それぞれの役割と協力関係

国・地方公共団体・国民はそれぞれ何をするべきか、関係団体も含めてどのように連携・協力していくか。（第4条～第7条）

具体的な内容

基本的施策はどのようなものか。（第11条～第23条）→次頁

「犯罪被害者等基本法」から「犯罪被害者等基本計画」へ

犯罪被害者等基本法に定められた基本的な施策の具体的な中身をどのように実施していくかを明らかにしたのが「犯罪被害者等基本計画」です。基本計画では、目指す方

向を示すものとして4つの基本方針が、また、様々な側面をもつ犯罪被害者のための施策を効果的に進めるために5つの重点課題が設定されました。



4つの基本方針

尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

個々の事情に応じて適切に行われること

途切れることなく行われること

国民の総意を形成しながら展開されること

5つの重点課題

1 損害回復・経済的支援等への取り組み（42施策）

●損害賠償の請求に関する援助（12条）

犯罪被害者が加害者に賠償させることができるよう、様々な手続き、様々な制度を整える。

●給付金制度の充実（13条）

犯罪被害者が受けた経済的な負担を軽くするため、給付金を支給する制度を充実させる。

●住まいと仕事（16～17条）

事件のため自分の住んでいた家に住めなくなった犯罪被害者には、公営住宅に入居できるよう配慮する。また解雇されたり冷遇されるようなことのないよう、雇用主の理解を高めるよう対策を考え実行する。

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み（69施策）

●保健医療と福祉（14条）

事件で受けた心身のダメージから回復できるよう、犯罪被害者の状況に応じた保健医療サービス・福祉サービスを提供できるようにする。

●再被害防止と安全確保（15条）

犯罪被害者がまた被害を受けることがないよう、安全な場所に避難させる、防犯についてアドバイスする、刑事手続きで証人になるような場合には特別の配慮をする、被害者の個人情報を守るなど、安全を確保する。

●保護・捜査・裁判での配慮（19条）

犯罪被害者を保護する際、また事件の捜査や裁判において、被害者の名誉と平和な生活が守られるよう配慮し、負担を軽くするよう担当の職員や施設を用意するなどの対策をとる。

推進体制に関するもの：19項目

計画期間：5年

合計：258施策

3 刑事手続きへの関与拡充への取り組み（43施策）

●刑事手続きへの参加（18条）

犯罪被害者が事件の刑事手続きに適切に関わることができるよう状況を説明したり、参加機会を広げたりする。

4 支援等のための体制整備への取り組み（75施策）

●相談と情報提供（11条）

犯罪被害者がつつの日常を取り戻せるよう、いろいろな問題について相談にのる、情報を提供する、アドバイスする、専門家を紹介するなどの援助をする。

●調査・研究（21条）

犯罪被害者に対して適切に支援できるよう、犯罪がもたらすダメージ、そこからどのように回復することができるかなどについて、各方面から情報を集め、人材を養成する。

●民間の団体に対する援助（22条）

犯罪被害者の支援では民間の団体の存在が重要であることを考慮して、民間団体が活動しやすい環境を整える。

5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組み（29施策）

●理解を深める（20条）

教育や広報などの活動を通して、犯罪被害者がおかれている状況や、彼らの名誉と日常が守られなければならないことが一般の人々にもよく理解できるようにする。

●意見をくみ上げる（23条）

犯罪被害者の支援がどうあるべきか考えていくなかで、被害者からの意見を取り入れ、施策を決めていく過程が誰にも見えるようにする。

支援体制にはどんなものがあるか

警察

警察は、事件が発生したときに、真っ先に現場に駆けつけ、被害者の方から直接話を聞いたり、捜査を行って加害者をつかまえる以外にも、被害者の方の経済的、精神的負担を減らすための取り組みを行っており、被害者支援に大事な役割を果たしています。具体的には、被害者や遺族の方にパンフレット「被害者の手引」を配布して刑事手続きの流れなどを説明したり、「被害者連絡制度」により捜査の状況などについて情報を提供しています。また、「被害相談窓口」を設置して、様々な相談に応じています。さらに精神的被害を回復するためのカウンセリング、被害者や遺族の方の経済的、精神的被害をやわらげるために国が支給する「犯罪被害者等給付金」の申請の受付、再び危害を受けることの防止も警察の仕事です。

●警察庁犯罪被害者対策室
<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>

地方自治体

市民の生活と密着する地方自治体は、被害者支援にとって欠かせない存在です。相談への対応・情報の提供、医療・福祉サービス、居住・雇用の世話など、地域の実情に応じたきめ細かな支援はとても重要になります。

他の機関に比べて支援体制の整備がやや遅れ気味だった地方自治体も「基本計画」の策定後、被害者からの相談や問い合わせに対応する窓口が着実に増えています。

たとえば神奈川県では、専門の相談員が被害者からの様々な相談を受けて対応する体制を整えています。また大阪府では、被害者が府営住宅を一時的に使用する際に寝具等の生活用品も準備するなど、自治体ならではの支援をはじめしています。

民間支援団体

民間支援団体は、犯罪被害者やその家族にとっていちばん身近な存在ともいえます。電話や面接で相談を受け付けて被害者の声を受け止め、病院や警察、裁判所への付き添いや住居・経済的な問題など、細やかな配慮をもって被害者を支えます。そのうち、都道府県の公安委員会から「早期援助団体」として認定された支援団体は、警察と連携し、事件が起こった直後から被害者と

接することができるので、どんな助けが必要か、被害者自身から聞かない時点で支援をスタートすることができます。そしてそれから支援団体を結ぶのが、NPO法人全国被害者支援ネットワークです。2007年現在、45都道府県の46団体が加盟しています。

●NPO法人全国被害者支援ネットワーク
<http://www.nnvs.org/>

法テラス

「法テラス」は、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会をめざし、2006年に設立されました。法テラスでは、全国どこからでも電話できるコールセンターのほか、全国50か所の地方事務所において、地方自治体や弁護士会などと連携して問題の解決をサポートしています。犯罪被害者支援もその大きな活動の一つです。コールセンターには、被害者からの相談を受け付ける専用のダイヤルを設け、犯罪被害者支援の経験をもった担当者が、「毎日暴力を受けている」「今後の刑事手続きについて知りたい」「弁護士を紹介してほしい」「加害者に損害賠償請求したいけれど弁護士を頼むお金がない」など、様々な問い合わせに対応しています(相談無料。ただし、通話料はかかります)。

●法テラス(日本司法支援センター)
<http://www.houterasu.or.jp>

●法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714
フコトナノヨ
(PHS、IP電話からは、03-6745-5601)

地方検察庁

事件に巻き込まれることがなければあまり身近に感じるのではない検察庁ですが、検察庁では警察から送られてきた事件について、さらに捜査し起訴するかどうかを決定します。つまり、被害者になると、事情聴取その他で接することになります。検察庁には「被害者等通知制度」があって、事件が起訴されたかどうか、裁判の日いち、裁判の結果などを、被害者やその家族が希望すれば、その状況に応じて情報を提供してくれます。また全国の検察庁には被害者を様々な側面からサポートする「被害者支援員」が配置され、「被害者ホットライン」でも電話・FAXで相談を受け付けています。

●検察庁 被害者ホットライン各連絡先
<http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm#hotline>

CASE STUDY

杉並区の試みは人々の意識を変えた

市町村レベルでの取り組みはまだ始まったばかりですが、先進的な取り組みをしている自治体の一つに、東京都杉並区があげられます。

杉並区では2006(平成18)年に犯罪被害者等支援条例が施行されました。それまで、地方自治体の取り組みといえば、被害者への見舞金程度であったなかで、具体的な支援策を決めたのは全国初のことでした。専門の相談員を配した総合支援窓口を設置し、犯罪被害者およびその家族・遺族の相談に応じ、①助言・情報提供・各種手続きの手伝い・付き添い、②自分の家に住むことが困難になったり、安全上問題がある場合などに一時的に住居を提供、③家事や育児が困難になった場合に被害者支援に理解のあるヘルパーを派遣、④応急に資金が必要な場合に無利子での貸し付け等の支援を行っています。

また、杉並区の「犯罪被害者支援講座」で「犯罪被害

者支援員」を養成、ボランティアで広報・啓発活動のほか、付き添いや家庭での話し相手・見守りなどに協力しています。このように、犯罪被害者支援員の養成を通して、多くの区民に犯罪被害者への理解が深まっていることは注目に値します。

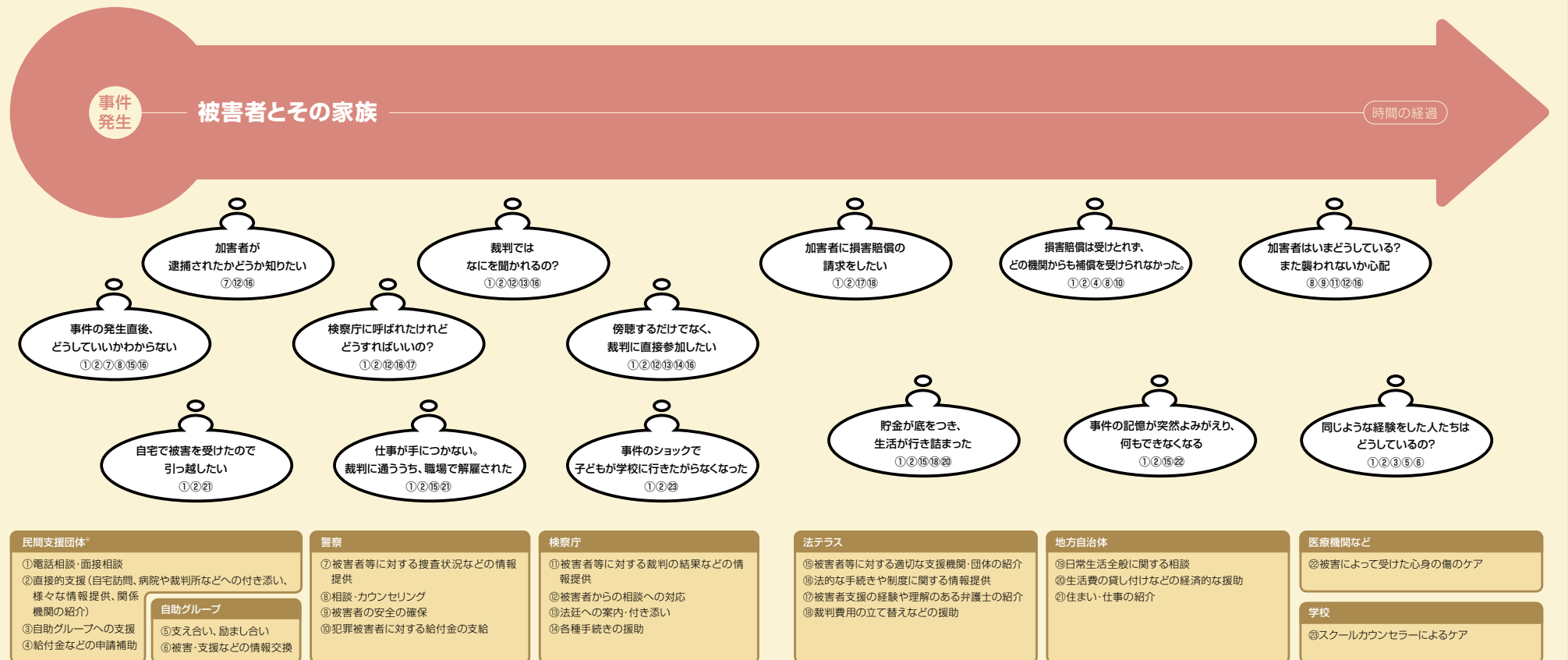
講座では犯罪被害者のおかれている深刻な実情を知ることから始まる入門編に続き、実践編が行われたとのことで、さまざまな年代の方が、非常に熱心に参加されていたそうです。実践編では、刑事手続きの流れや犯罪被害者の心理、被害者の声に耳を傾けることの大切さ、ロールプレイングを用いた講義などが行われました。実践編修了者のほとんどが現在、犯罪被害者支援員として活動しています。

講師として招かれた被害者支援都民センターの阿久津照美さんも「地域単位で取り組みを始めることで、人の意識が変わっていくことを実感した」と述べています。



犯罪被害と支援のイメージ

これまで見てきたように、犯罪被害はひとつひとつ違うものです。また、被害者を支援する機関や団体はたくさんあり、その支援内容も様々です。そのため、行っているすべての支援をここであげることができませんが、事件が起きてから被害者の方がどのような不安や出来事にあい、どのような支援を受けることができるのか、イメージしてみることにしましょう。



*民間支援団体には様々な団体がありますが、ここでは「全国被害者支援ネットワーク」の加盟団体を例にしています。

インタビュー

山上皓さん（NPO 法人全国被害者支援ネットワーク理事長）に聞く 「犯罪被害者支援」って何ですか？



◆支援団体はどんな活動をしているのですか？

犯罪被害者の方たちは非常に傷つきやすく、もろくなっています。その支え方もなかなかむずかしいところがある。ですからある程度トレーニングを積んだ方たちのほうが有効な援助ができます。援助にあたっては、とくに事件発生直後が大切なので、早期の援助に取り組む体制をつくってきています。事件の発生を最初に知るのは警察ですが、都道府県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けた団体が、警察と連携して駆けつけられるようになりました。現在は全国で13団体が「早期援助団体」の資格をもって活躍しています。

◆そうした援助は、どこで犯罪にあっても受けられるのですか？

現状としてはなかなかそうはいかないのがむずかしいところですが、援助の内容やレベルは様々で、予算が足りず人材も整わないところもあれば、豊かで大きなところもあります。民間の団体としては、1998年に、全国8団体が「全国被害者支援ネットワーク」として連携するようになりました。そして、全国どこで被害者が生まれても同じ支援ができるようにするという目標をもって、各都道府県に支援団体をつくり、いま努力しているところです。ある県で生じた事件の裁判所が、あるいは家族の実家が遠方にあたりすれば、その団体と協力するようなこともあります。全国被害者支援ネットワークでは、全国の組織がきちんと十分な援助ができていのかどうか検証したり、全国一体で行う被害者支援のキャンペーンもやっています。そうした活動で、犯罪被害者等基本法制定にも貢献できたと考えています。

◆犯罪被害者等基本法について教えてください。

犯罪被害者等基本法というのは、制定の過程でこの問題に関心をもつ国会議員が非常に熱心に取り組んでくれたものです。被害者支援にかかわる人々の意見をできるだけみ上げて、それが実現されるように方向付けまでして出された、非常にすぐれた法律だと思います。その基本法の第3条には「基本理念」があり、「第一に、犯罪被害者はその個人としての人権を尊重され、それにふさわしい処遇を受ける権利を有する」と書かれています。この「権利を認める規定」に沿って従来の制度を振り返ってみると、いろいろなところが変えられなければならないことがわかります。基本法の精神の下、いま、これまでの制度や仕組み、その全体について、国の取り組みが変わってきているところなのです。基本理念の第二、第三の項目としては、「犯罪被害者等への支援は、状況に応じて適切に講じられること」、「それが被害者の回復に至るまで続けられること」と決められています。この基本理念を実現するよう、社会が被害者を支援すれば、事件がどこで起こっても、被害者は等しく必要な援助を受けられます。その回復につながるまで、社会は支える義務があるわけです。

◆私たちにもできる支援はあるのでしょうか？

大切なことは、「ひとりにしない」ことです。孤立しているなかでほしいに気持ちが曇り、病んでいくことが多いのです。わかってくれる人、気持ちが通じる人、理解してくれる人がそばにいるということは大きな支えになります。

◆助けるつもりがかえって傷つけることになるのではないかと心配ですが？

ひとりひとりの被害者によって、傷つき方も、立ち直り方も、支援する人との関係も違います。また確かに被害にあった方は、過敏になったり、感情的になったり、一

時的にふだんとちがう状況を見せます。専門家の支援がきちんとついているなら、どんなふうになっているのか、学びながら支えるのもいいかもしれません。いずれにしても、そういう被害者の方たちのことを心から思っ、温かい気持ちでそばにいれば、それは傷ついた被害者の方たちにも通じることだと思います。

山上皓（やまがみ・あきら）

東京医科歯科大学教授。精神科医でもある山上皓さんにとって、連続幼女殺人事件（1988～89）発生後、アメリカに調査に行った際、犯罪被害者支援の充実ぶりを目にしたことが、この問題に関わる最初となった。また帰国後、この小冊子でも紹介した大久保恵美子さんと出会ったことも国内における犯罪被害者支援に動き出すきっかけとなったという。1992年、自身の研究室の一角に「犯罪被害者相談室」を設置し、これが後に現在の被害者支援都民センターへと発展した。

阿久津照美さん（社団法人被害者支援都民センター 犯罪被害相談員）に聞く 支援団体はどんなことをするのですか？



◆誰かが犯罪の被害者になったとして、支援はどのようにスタートするのですか？

直接、電話相談にご連絡いただく場合もありますが、都民センターは犯罪被害者等早期援助団体ですので、警察から、支援を必要としている被害者についての情報を連絡いただけるようになっています。

◆具体的にはどんなことをするのでしょうか？

事件直後の被害者や遺族は混乱状態で、何をどうしたらよいかわからないという状況ですので、私たちがお話を伺って、この方には何が必要か、どういうところに支援を求めればよいかなど、その後の支援プログラムを組んでいきます。

刑事手続の場合は、今後起こってくることについて説明したり、裁判や検察庁に付き添ったりして、手続のなかで感じる負担感をなるべく軽くするよう配慮しています。

被害者や遺族が、少しでも事件前の生活を取り戻せるよう、生活を支えるような支援を心がけています。

◆支援するにあたってはどんなことを大切にしていますか？

被害者の気持ちや意思を大事にすること、主体性を尊重することが大切だと思います。支援者がリードし

て引っぱ張っていくというよりは、「～がありますが、どうしましょうか」「どれを選びますか」というかたちで選択肢を提示していろいろな説明をし、被害者本人に決めていただくようになっています。

◆どれくらいの間、支援するのですか？

事件直後から1年くらいは、刑事手続をはじめ、法的・経済的その他生活を立て直すために、ほんとうに様々な支援が必要です。それが落ち着いてくると、いまままで気を張ってがんばっていたことが原因で喪失感が強まり、気持ちの上で落ち込みが見られたりします。ですから、精神面での支援は長期にわたるものが必要になります。

自助グループには、7年、10年たった方も参加されています。毎回来てなくても、そこにいつでも安心して話せる場所がある、必要な時に相談できる場所がある、ということも大切であると思っています。

阿久津照美（あくつ・てるみ）

1989年に警察官となった阿久津さんは、96年から被害者対策で犯罪被害者支援について学び、実務を担当した。その後転職、警察官時代の経験を生かして、現在は被害者支援都民センターの相談員として活躍している。

●さらに調べたい人のために

犯罪被害者支援についてさらに調べたい人のために、関係機関・団体のアクセス先を掲載しました。



内閣府 犯罪被害者等施策 HP
<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>
犯罪被害者白書（内閣府）
<http://www8.cao.go.jp/hanzai/whitepaper/index.html>
国民意識調査
<http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/index.html>



警察庁 犯罪被害者対策室
<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>



NPO 法人全国被害者ネットワーク
<http://www.nnvs.org/>



法テラス（日本司法支援センター）
<http://www.houterasu.or.jp>



検察庁 被害者ホットライン各連絡先
<http://www.kensatsu.go.jp/nigaisha/index.htm#hotline>

おわりに

この小冊子をつくる過程でたくさんの方々にお会いしました。そして相手がおとなの方であれば最後に必ず、「犯罪被害者について、若い人に何を伝えたいですか」とたずねました。

あるとき、「犯罪被害者支援 ひだまりの会 okinawa」の川満由美さんと、ほんの短い時間でしたが、お話する機会がありました。川満さんは強盗殺人事件によって夫を亡くされた方です。いまからおよそ2年9か月前、川満さんにとって2人目のお子さんを出産されて8日目のことでした。川満さんに、若い人に何を伝えたいですかとたずねると、川満さんは即座にこう答えました。

「いじめを見過ごさないでください。いじめを見過ごすことはいじめをすることと同罪だと思います」

この小冊子では、犯罪被害者とその家族の存在と、被害者を取り巻く状況について取り上げてきました。そして「私たちにできること」は何かを探してみようと思いました。犯罪

被害者の方々を経験されたことは、とうてい信じがたいことながら、それはまぎれもなく私たちの住むこの社会で起きたことです。残念ながら、この世界から暴力はなくなることはありません。いつもすぐそこにあるのです。川満さんのことばの意味を、あらためて自分にもみなさんにも問いかけてみたいと思います。

この本をつくる過程で、若い人たちにもお会いしてきました。神奈川県私立湘南学園高等学校の5人の高校生と、名古屋市立東星中学校の5人の中学生です。どちらも総合的な学習の時間などを通して犯罪被害者という存在に行き当たった人たちでした。自分たちが子どもであることの無力感にとらわれながら、それでも率直にこの問題についての感想を述べてくださいました。

残念ながら、この小冊子で直接紹介することはできませんでしたが、この場を借りてお礼申し上げます。

2007（平成19）年11月



湘南学園のみなさん



東星中学校のみなさん

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯

罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の

安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を高める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちよく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための

施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(※平成十七年政令第六十七号により平成十七年四月一日から施行)

犯罪被害者等に関する青少年向け啓発用教材

私たちにできること

痛みを受け止めるために
ともに生きるために

2007年11月20日 第1刷

企画・監修 内閣府犯罪被害者等施策推進室

〒100-8970 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1

電話03-5253-2111(代)

http://www.cao.go.jp/

協力 文部科学省

NPO法人全国被害者支援ネットワーク

社団法人被害者支援都民センター

発行 株式会社キノックス

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚1-54-9 パラシオン笹塚1F

電話03-3374-3939(代)

印刷・製本 秋原印刷株式会社

編集 FOUNTAINHEAD

デザイン BULAN GRAPHIC

取材写真 田沼洋一

